

乗合タクシー運行計画変更(案)
及び運行経費の見直しについて

夏季限定増便の実施について【網形成計画（P.63）】

1. 現状と課題

- 運行実績を分析すると、14:30（各地区発）の便の利用者が極端に少なくなっている。要因として、「14:30の便であらおシティモールに行っても、帰りの最終便（16:00発）に間に合わない」と考える利用者が多いと考えられる。
- H28.10に実施した利用実態調査において、運行時間の拡大に関する要望が多くなされている。

2. 夏季限定増便の目的と概要

- 上記の課題を改善し、利便性向上及び外出機会の拡大を図るため、夏季限定増便を実施する。
- 各年、日照時間の長い7月から9月までの限定で、あらおシティモール17:00発の便を増便する。

3. 周知方法

- 広報あらお7月号に併せ平井・府本地区全世帯へチラシの配布を行う。
- 乗合タクシー車内においてチラシを掲出する。

4. 運行時間（H30年度）

各地区発	8:30(※)	9:30	10:30	11:30	13:30	14:30	
あらおシティモール発	11:00	12:00	13:00	14:00(※)	15:00	16:00	17:00 (夏季限定)

※日・祝運休

荒尾市民病院への乗り入れについて【網形成計画（P.63）】

1. 目的

平成28年10月に実施した乗合タクシーに関する利用実態調査結果により、乗合タクシー利用者の約1割程度が荒尾市民病院を目的地としていることから荒尾市民病院への乗入れを行うことで利便性向上及び潜在的な利用者の増加を目的とする。

2. 概要

特定乗降場所として荒尾市民病院を加える（＝荒尾市民病院までの乗入れを開始する）

- ・開始時期：平成30年10月1日から（土・日・祝日を除く）
- ・運賃：各地区～あらおシティモール⇒200円
各地区～荒尾市民病院⇒500円
（小学生以下はそれぞれ半額）
- ・運賃設定根拠：あらおシティモール～荒尾市民病院間についてはバス路線と重複することから利便性向上を勘案し、路線バス運賃（170円）を上回る設定とした。
- ・ダイヤ：裏面のとおり

（注）路線バスとの共存を図るため、特定乗降場所間での利用（例：市民病院⇔シティール）はできないものとする。

3. 周知方法

- ・広報あらおに記事を掲載するとともに、平井・府本地区全世帯へチラシの配布を行う。
- ・乗合タクシー車内及び荒尾市民病院内においてチラシを掲出する。

荒尾市民病院乗入れ後ダイヤ（案）

現ダイヤ（13便）

各地区発	8:30 (※)	9:30	10:30	11:30	13:30	14:30	
あらおシティモール発	11:00	12:00	13:00	14:00 (※)	15:00	16:00	17:00 (夏季限定)

(※) 日曜・祝日は運休



新ダイヤ（15便）

各地区発→シティモール経由→市民病院行	8:30	9:30	10:30			
各地区発 → シティモール行	12:30	13:30	14:30			
市民病院発→シティモール経由→各地区行	10:05 (※)	11:05	12:05 (※)			
シティモール発 → 各地区行	11:30	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00 (夏季限定)

(※) シティモールを経由しない便とする

土曜・日曜・祝日については、市民病院乗入れは行わないため、現ダイヤでの運行とする。

特定乗降場所間での利用（例：市民病院⇄シティモール）はできないものとする

○夏季限定増便及び市民病院乗入れに関してはH32年度にH30～H32の3年間について利用状況を調査し、必要性や効果について検証することとする。

乗合タクシーにおける運行経費の見直しについて

1. 現状と課題

- | (現 状) | (課 題) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・月～土：10,800円（税込）・日 祝： 9,720円（税込） | <ul style="list-style-type: none">・夏季限定増便及び荒尾市民病院乗入れ開始により、タクシー事業者の負担増・利用状況（運行状況）に関わらず、一定額を補助しているため、インセンティブが働かない運行経費の仕組み |

2. 運行経費見直しにあたってのねらい

- ・夏季限定増便及び荒尾市民病院乗入れによるタクシー事業者の負担増の緩和
- ・利用状況に応じたインセンティブを導入することにより、行政とタクシー事業者が一体となり、利用促進に対する取組を行う⇒公共交通網形成計画の目標である乗合タクシー利用者数：10,000人（H34）を目指す。

3. 新運行経費の概要

- ・見直し時期：平成30年7月1日から
- ・事務経費に対する固定経費（最低賃金×4時間）＋1便当たりの運行距離に応じたメーター運賃